

別表第3
解除の基準

指定場所	禁止行為	承認要件	
		大規模な百貨店等 (床面積の合計が3,000㎡以上)	百貨店等 (床面積の合計が3,000㎡未満)
売場	喫煙	認めないものとする。	
	電気を熱源とするもの	<ol style="list-style-type: none"> 1 条例において、火災予防上安全な距離が定められている場合は、可燃物から当該距離以上の距離を確保すること。 2 可燃物の転倒、落下等のおそれがないこと。 3 従業員等による監視、消火、使用後の点検等の体制が確立されていること。 4 消火器具を設けること（能力単位2以上）。ただし、消防法令等により設けられている消火器が、解除承認を受けようとする行為に対し、有効に使用できる状態で設けられている場合を除く。 5 出入口、階段等から水平距離で5m以上離れていること。（不燃材料で造った壁で防火上有効に遮断する等の措置を講じた場合は除く。） 6 危険物品その他の易燃性の可燃物から水平距離で5m以上離れていること。（不燃材料で造った衝立等で、防火上有効に遮断する等の措置を講じた場合は除く。） 	
	裸火使用 気体・固体を熱源とするもの	<ol style="list-style-type: none"> 1 気体・固体を熱源とする火気使用設備器具は、前記「電気を熱源とするもの」に加え、次によるものとする。 2 気体燃料を熱源とする火気使用設備器具を使用する場合は、次に掲げるものであること。 (1) 消費量は、1個につき58kW以下であり、総消費量は、後記4に定める使用場所ごとに175kW以下であること。ただし、防火区画されていない場所で最大消費熱量が12kW以下の簡易湯沸設備のみ使用する場合は総消費量は、同一承認単位内に存する通常顧客の出入りす 	<ol style="list-style-type: none"> 1 気体・固体を熱源とする火気使用設備器具は、前記「電気を熱源とするもの」に加え、次によるものとする。 2 気体燃料を熱源とする火気使用設備器具を使用する場合は、次に掲げるものであること。 (1) 消費量は、1個につき58kW以下であり、総消費量は、後記4に定める使用場所ごとに175kW以下であること。ただし、不燃区画されていない場所で最大消費熱量が12kW以下の簡易給湯設備のみ使用する場合は総消費量は、同一承認単位内に存する通常顧客の出入りす

売場	裸火使用	<p style="text-align: center;">気体・固体を熱源とするもの</p>	<p>る部分と合算して175kW以下であること。</p> <p>(2) ガス過流出防止装置又はガス漏れ早期発見のための装置が設置されていること。(カートリッジ式火気使用設備器具を除く。)</p> <p>(3) 液化ガスは、カートリッジタイプの燃料容器であること。</p> <p>3 固体燃料を熱源とする火気使用設備器具を使用する場合の使用量は、同一承認単位内に存する通常顧客の出入りする部分と合算して、1日につき木炭15kg、練炭10kg、豆炭5kg、その他の固体の燃料5kg以下であること。</p> <p>4 使用する場所は、次に掲げるものであること。</p> <p>(1) 売場外周部に隣接して防火区画がされていること。ただし、最大消費熱量が12kW以下の簡易湯沸設備のみを使用する場合には、防火区画とする必要はないものとする。</p> <p>(2) 各階ごとに1箇所であること(使用する場所が連続的に複数ある場合はその一団を1箇所とみなすことができる。)。ただし、次に定める設備等が設けられている場合には、各階ごとに複数箇所を使用する場所とすることができる。</p> <p>ア 油脂を含む蒸気を発生するおそれのある厨房設備に附属する天蓋及び排気ダクトの排気取入口には、火災の伝送を防止できる装置としてのフード</p>	<p>る部分と合算して175kW以下であること。</p> <p>(2) ガス過流出防止装置又はガス漏れ早期発見のための装置が設置されていること。(カートリッジ式火気使用設備器具を除く。)</p> <p>(3) 液化ガスは、カートリッジタイプの燃料容器であること。</p> <p>3 固体燃料を熱源とする火気使用設備器具を使用する場合の使用量は、同一承認単位内に存する通常顧客の出入りする部分と合算して、1日につき木炭15kg、練炭10kg、豆炭5kg、その他の固体の燃料5kg以下であること。</p> <p>4 使用する場所は、次に掲げるものであること。</p> <p>(1) 売場外周部に隣接して不燃区画がされていること。ただし、最大消費熱量12kW以下の簡易湯沸設備のみを使用する場合又はスプリンクラー設備及びフード等用簡易自動消火設備が設置されている場合は不燃区画とする必要はないものとする。</p> <p>(2) 各階ごとに1箇所であること。(使用する場所が連続的に複数ある場合は、その一団を1箇所とみなすことができる。)。ただし、左記の大規模な百貨店等裸火使用(気体・固体)欄の4(2)ア、イに該当する場合又はスプリンクラー設備が設置され左記の大規模な百貨店等、裸火使用(気体・固体)の4(2)イに該当する場合、各階ごとに複数個</p>

	<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">裸火使用</p>	<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">気体・固体を熱源とするもの</p>	<p>等用簡易自動消火装置が設置されていること。</p> <p>イ 気体燃料を熱源とする火気使用設備器具については、当該設備又は附属配管部分に地震動等により作動する安全装置（消火装置又は燃料供給停止装置）が設置されていること。</p> <p>(3) 防火区画の面積は、150㎡以下であること。</p> <p>(4) スプリンクラー設備又は水噴霧消火設備等が設けられていること。</p>	<p>所を使用する場所とすることができる。</p> <p>(3) 不燃区画の面積は、150㎡以下であること。</p>
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">売場</p>		<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">危険物品持ち込み</p>	<p>1 従業員等による監視体制が確立されていること。</p> <p>2 消火器具を設けること。（能力単位2以上）ただし、消防法令等により設けられている消火器が、解除承認を受けようとする行為に対し、有効に使用できる状態で設けられている場合を除く。</p> <p>3 出入口、階段等からの水平距離は、危険物品から5m以上とすること。ただし、耐火構造の壁で有効に遮断する等の措置を講じた場合は除く。</p> <p>4 火気使用場所から水平距離で5m以上離れていること。ただし、不燃材料で造った衝立等で防火上有効に遮断する等の措置を講じた場合は除く。</p> <p>5 保管する場合は、密栓し他の物品と隔離すること。</p> <p>6 承認される範囲は、同一承認範囲内で、次に掲げるものであること。</p> <p>(1) 危険物 危険物の規制に関する政令別表第3に定める指定数量の10分の1未満であること。</p> <p>(2) 可燃性固体類及び可燃性液体類 条例別表第3に定める数量の10分の1未満であること。</p> <p>(3) 可燃性ガス容器（高圧ガス保安法の適用を除外される液化ガスに限る。） ガス総質量が5kg以下であり、かつ、容器の総容量がガス質量5kg以下であること。（容器の個数は問わないものとする。）</p> <p>7 危険物、可燃性固体類又は可燃性液体類の煮沸行為を行う場所は、売場の部裸火使用（気体・固体を熱源とするもの）の項4の要件を適用すること。（大規模店の場合は、調理油の温度が過度に上昇した場合に、自動的に停止する装置を設けること。）</p>	

	喫煙	認めないものとする。
通常顧客の出入りする部分（催事場等）	裸火使用	<p>1 条例において、火災予防上安全な距離が定められている場合は、可燃物から当該距離以上の距離を確保すること。</p> <p>2 可燃物の転倒、落下等のおそれがないこと。</p> <p>3 従業員等による監視、消火、使用後の点検等の体制が確立されていること。</p> <p>4 消火器具を設けること。（能力単位2以上）ただし、消防法令等により設けられている消火器が、解除承認を受けようとする行為に対し、有効に使用できる状態で設けられている場合を除く。</p> <p>5 出入口、階段等から水平距離で5 m以上離れていること。（不燃材料で造った壁で防火上有効に遮断する等の措置を講じた場合は除く。）</p> <p>6 危険物品その他の易燃性の可燃物から水平距離で5 m以上離れていること。（不燃材料で造った衝立等で防火上有効に遮断する等の措置を講じた場合は除く。）</p> <p>7 承認される範囲は、次に掲げるものであること。</p> <p>(1) 電気を熱源とする火気使用設備器具</p> <p>(2) 気体燃料を熱源とする火気使用設備器具</p> <p>ア 消費量は、1個につき58 kW以下であり、総消費量は、同一承認単位内に存する売場と合算（売場（大規模な百貨店等）の部裸火使用（気体・固体を熱源とするもの）の項4に該当する場所を除く。）して175 kW以下であること。</p> <p>イ ガス過流出防止装置又はガス漏れ早期発見のための装置が設置されていること。（カートリッジ式火気使用設備器具を除く。）</p> <p>ウ 液化ガスは、カートリッジタイプの燃料容器であること。</p> <p>(3) 固体燃料を熱源とする火気使用設備器具</p> <p>使用量は、同一承認単位内に存する売場と合算して、1日につき木炭15 kg、練炭10 kg、豆炭5 kg、その他の固体の燃料5 kg以下であること。</p>
	持ち込み 危険物品	<p>1 従業員等による監視体制が確立されていること。</p> <p>2 消火器具を設けること。（能力単位2以上）ただし、消防法令等により設けられている消火器が、解除承認を受けようとする行為に対し、有効に使用できる状態で設けられている場合を除く。</p> <p>3 出入口、階段等からの水平距離は、危険物品から5 m以上とすること。ただし、耐火構造の壁で有効に遮断する等の措置を講じた場合は除く。</p>

通常顧客の出入りする部分（催事場等）	危険物品持ち込み	<p>4 火気使用場所から水平距離で5 m以上離れていること。ただし、不燃材料で造った衝立等で防火上有効に遮断する等の措置を講じた場合は除く。</p> <p>5 保管する場合は、密栓し他の物品と隔離すること。</p> <p>6 承認される範囲は、同一承認単位内に存する売場と合算して、次に掲げるものであること。</p> <p>(1) 危険物 危険物の規制に関する政令別表第3に定める指定数量の10分の1未満であること。</p> <p>(2) 可燃性固体類及び可燃性液体類 条例別表第3に定める数量の10分の1未満であること。</p> <p>(3) 可燃性ガス容器（高圧ガス保安法の適用を除外される液化ガスに限る。） ガス総質量が5 kg以下であり、かつ、容器の総容量がガス質量5 kg以下であること。（容器の個数は問わないものとする）</p>
同上（兼営事業部外）	喫煙	認めないものとする。
	裸火使用	<p>1 通常顧客の出入りする部分（催事場等）の部裸火使用項の1から6までによること。</p> <p>2 電気を熱源とする火気使用設備器具に限ること。</p>
	危険物品持ち込み	<p>1 通常顧客の出入りする部分（催事場等）の部危険物品持ち込みの項によること。</p> <p>2 煮沸行為を伴わない危険物、可燃性固体類又は可燃性液体類の持ち込みに限ること。</p> <p style="text-align: center;">通常顧客の出入りする部分（催事場等）の部危険物品持ち込みの項によること。</p>
同上（直接外気に開放された部分）	喫煙	認めないものとする。
	裸火使用	通常顧客の出入りする部分（催事場等）の部裸火使用の項1から6までによること。
	危険物品持ち込み	通常顧客の出入りする部分（催事場等）の部危険物品持ち込みの項1から5までによること。